

心のバリアフリー普及啓発活動支援事業実施要領

1 目的

実施要綱第2に定められた事業を実施するうえで必要な事項を本要領で定める。

2 派遣要請者

実施要綱第2の派遣に係る派遣要請者は、市町村等とする。

3 派遣事業の進め方

実施要綱第2の派遣については、次のとおり進めるものとする。

(1) 派遣要請等

ア 派遣要請者は、派遣要請書（別紙1-1、別紙1-2又は別紙1-3）を道へ提出する。

イ 派遣通知

道は、講師派遣を決定し、別紙2により、派遣要請者に講師の氏名、派遣日時等を通知する。

ウ 実施報告

派遣要請者は、事業実施後、別紙3により、道に事業の実施結果について報告する。

(2) 講師派遣事業の進め方

派遣要請者は、事業の実施にあたり、派遣する講師と事前に打合せを行うなどして、事業内容の検討を行うこと。

4 派遣等に係る経費

講師の派遣に係る経費の支出は次のとおりとする。

(1) 旅費

北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第38号）による行政職6級以下相当額とする。

(2) 報償費

講師の派遣に係る報償費は次のとおりとする。

区 分		1時間あたり金額	摘 要
大 学	教授	12,000円	左記により難い場合には、個別 検討とする。
	准教授、その他	10,000円	
民 間	会社社長、役員級	13,000円	
	会社部長、課長級	10,000円	
	評論家、論説委員等	14,000円	
	その他	5,000円	

附則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。

附則

改正後の要領は、令和4年9月22日から施行する。